

せいしんほけん とうばんべんごし

精神保健当番弁護士のご案内

退院の相談

退院したい。
任意入院に変更したい。
他の病院に転院したい。

病院の処遇(扱い)の相談

家族や友人と面会できない。
保護室や身体拘束が納得できない。
プライバシーがもっとほしい。
薬が多すぎる気がする。 など

ご相談できる内容

ご相談の流れ

1

まずは弁護士会にお電話ください。
お名前と入院している病院をおききします。

2

担当の弁護士が、あなたに電話して相談予定日をお伝えします。

3

担当の弁護士が、病院であなたと二人だけでご相談に応じます。
ご相談は無料です。



お申込先： 静岡県弁護士会

受付時間： 平日9時～12時、13時～17時

☎ 054-252-0008

※ お電話の際、「精神保健当番弁護士」や
「退院の相談」、「病院の処遇(扱い)の相談」
とお伝えください。



「精神保健当番弁護士」制度は誰が利用できますか？

「医療保護入院」や「措置入院」となっている患者さんがご利用いただけます。

「精神保健当番弁護士」はどのようなことをしてくれますか？

申し込まれた方の入院先の病院に訪問し、「退院請求」や「処遇改善」についてのご相談をお受けします。

「退院請求」とは何ですか？

「退院請求」とは、入院の要件について、病院から独立した「精神医療審査会」に審査してもらう請求です。審査会が要件を満たさないと判断した場合、退院や入院形態の変更につながります。

「処遇改善」とは何ですか？

「処遇改善」とは、保護室への隔離や、面会制限、身体拘束など、病院内の処遇(扱い)に不満を感じられた場合、その処遇の妥当性を「精神医療審査会」に審査してもらう請求です。審査会が処遇が適切でないと判断した場合、処遇の改善につながります。

精神保健当番弁護士制度を利用するのに費用はかかりますか？

出張相談は無料でご利用いただけます。退院請求や処遇改善請求のお手続をサポートする場合は、費用が発生する可能性がありますので、担当弁護士にご確認ください。

相談は複数回利用できますか？

一度弁護士による出張相談を受けられた後は、次回のご利用まで3ヶ月間の間隔を空けていただくことになっております。ご理解をお願いいたします。